

男女共同参画センターで働く相談員の全国調査からみる現状と課題 (3)

——MDSO-MSDO アプローチを用いたセンター間の多様性と共通性の視点から——

東京大学大学院 齋藤圭介

1 目的

男女共同参画社会基本法は 1999 年（平成 11 年）6 月 23 日に公布・施行された。その後、全国に存在していた女性関連の施設の多くは男女共同参画センターに名称を変え、加えて新規に多くのセンターが誕生した。現在は各都道府県に必ず 1 箇所（以上）のセンターが存在する。

本報告の目的は、センターにかんするこれまでの学術調査が着目してきた利用者や施設を対象にするのではなく、そこで働く彼／女らの労働環境や相談員として抱える課題を明らかにすることにある。とくに、全国に数多くあるセンターの予算規模や就労人数・形態などの実態があまりにも多様であることを踏まえ、その多様性のなかにある共通性と、共通の理念に基づくセンターにもかかわらず存在する多様性という視点から、相談員に着目して現状と課題と考察する。

2 方法

本報告は、報告者らの研究グループが行ったセンターの全国調査の結果を用いる（調査名：「男女共同参画支援施設の現状と課題——相談者と相談員をともにエンパワメントするための比較研究」）。公益財団法人東海ジェンダー研究所の助成を受け、2014 年 1 月-2 月にかけて国立女性会館（NVEC）の HP に記載されている全国 390 箇所を対象に郵送調査を実施した。有効回収率は 71.0%である

分析方法として、質的比較分析法の 1 つである MDSO-MSDO (most different cases, similar outcome / most similar cases, different outcome) アプローチを用いる。このアプローチは、もっとも質的に異なる複数のケースから同様の結果が生じること、またもっとも同質の複数のケースから異なる結果が生じることを、変数の組み合わせという視点から説明する方法論である。MDSO-MSDO アプローチは、C. レーガンらが提唱する QCA 分析を実施するさい、変数の設定をより厳格に行うために用いることが推奨されている方法論である (Rihoux and Ragin 2009)。特に計量分析との比較でいえば、変数の組み合わせという視点が質的比較分析法一般の特徴であり、MDSO-MSDO アプローチの認識利得もその点に見出せる。

3 結果と考察

センターの全国調査の結果のうち、まず単純集計において、センター間の予算規模の格差や就労形態の実態は大きくことなり、当然、そこで働く相談員の満足度も多様である現実が明らかとなった。本報告が明らかにした知見は、全国のセンターの実態はあまりにも多様であるにもかかわらず、そこで働く相談員の労働・職場環境の満足度は総じて高くないということだ。とくにセンターの自己満足度の評価は 5 を最上位とする 5 段階評価で平均 2.82 ($N=198$, $SD=1.06$)、同じく相談室の労働環境の評価は平均 2.57 であった ($N=192$, $SD=0.98$)。当日はこの結果が示唆していることを、変数ごとに検討する計量分析の結果と比較しながら、MDSO-MSDO アプローチを用いて変数の組み合わせという視点から包括的に検討結果を示す。

文献：Benot Rihoux, Charles C. Ragin, 2008, *Configurational Comparative Methods: Qualitative Comparative Analysis: Qualitative Comparative Analysis (QCA) and Related Techniques*, Sage Publications, Inc.